

随意契約理由書

件名	海岸線電子連動装置分解整備	
契約の相手方	株式会社 京三製作所 大阪支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務対象の電子連動装置は、列車運行に必要不可欠な転てつ機制御、進路制御、信号機の制御を行っており、不具合が発生すると重大な輸送障害となるため、常に装置を良好な状態に維持するため、鉄道営業法に基づく整備要領を定めて、取り扱い及び点検保守を実施している。</p> <p>本業務は装置の部品交換及び点検を行うものである、海岸線電子連動装置は上記業者にて開発設計・制作された装置であり、点検はメーカー独自に定めた基準・規格による判定が必要となる。</p> <p>本業務を施工することは交換部品の製作を含め他のメーカーでは技術的に不可能である。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部電気システム課	(電話番号 791-9729)